各 位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社

(管理会社コード 13444)

代表者名 取締役社長 横川直

問合せ先商品ディスクロージ・ャー部 笠間 悦男

(TEL. 03-6250-4910)

#### ETFの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしました ので、お知らせいたします。

記

- 1. 銘柄名 (コード)
  - a. MAXIS 日経225上場投信 (1346)
  - b. MAXIS トピックス上場投信 (1348)
- 2. 変更の理由

信託報酬率を引き下げるため

3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

4. 日程

2023年10月13日まで 金融庁届出日 2023年10月14日 変更日

5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更 の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

# 投資信託約款の新旧対照表

MAXIS 日経225上場投信

#### 変更後 (新)

## 変更前(旧)

(受益権の申込単位および価額)

## 第13条(略)

②~⑧ (略)

⑨ 取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑪~⑪ (略)

#### (信託報酬等)

- 第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。
  - 1.第32条に規定する計算期間を通じて 毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000分の<u>12</u>以内の率を乗じて得た 額

(以下、略)

## (交換請求)

### 第41条 (略)

②~⑧ (略)

⑨ 第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

①~① (略)

(受益権の申込単位および価額)

#### 第13条(略)

②~⑧ (略)

⑨ 取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑪~⑪ (略)

## (信託報酬等)

- 第35条 委託者および受託者の信託報酬の総 額は、次の各号により計算された額の合 計額とします。
  - 1. 第32条に規定する計算期間を通じて 毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000分の<u>17</u>以内の率を乗じて得た 額

(以下、略)

## (交換請求) 第41条(略)

②~⑧ (略)

⑨ 第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

①~① (略)

## MAXIS トピックス上場投信

#### 変更後 (新)

#### (受益権の申込単位および価額)

#### 第13条(略)

②~⑧ (略)

⑨ 取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑪~⑪ (略)

#### (信託報酬等)

- 第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。
  - 1.第32条に規定する計算期間を通じて 毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000分の<u>6</u>以内の率を乗じて得た 額

(以下、略)

## (交換請求)

#### 第41条(略)

②~⑧ (略)

⑨ 第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑩~⑫ (略)

## 変更前(旧)

(受益権の申込単位および価額)

第13条 (略)

②~⑧ (略)

⑨ 取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑩~⑪ (略)

#### (信託報酬等)

- 第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。
  - 1.第32条に規定する計算期間を通じて 毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000分の<u>7.8</u>以内の率を乗じて得た 額

(以下、略)

## (交換請求)

第41条(略)

②~⑧ (略)

⑨ 第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者がる銘信に、本式の発行会社等に該当する場合に、対策第一種金融商品取引業者が自己ときで交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。)は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

①~① (略)